

## 規制の事前評価書(要旨)

法律又は政令の名称	駐車場法施行令の一部を改正する政令案
規制の名称	路外駐車場の出入口の設置可能な場所の追加(規制の緩和)
規制の区分	規制の緩和
担当部局	国土交通省都市局街路交通施設課 電話番号:03-5253-8416 e-mail :yamada-y25c@mlit.go.jp
評価実施時期	平成30年11月20日
規制の目的、内容及び必要性等	<p>駐車場法施行令では、駐車のために供する部分の面積が500㎡以上の路外駐車場(以下「路外駐車場」という。)の出入口を設置することができない場所を定めている。一方、まちづくりや中心市街地の活性化に資するため、道路の円滑かつ安全な交通を確保しつつ、現在は路外駐車場として利用できない土地について、周辺の道路交通の実態に応じた路外駐車場の設置を可能とする出入口の設置基準の緩和に対するニーズがあることから、国土交通大臣の認定によって路外駐車場の出入口を設置することができる場所として、下記の4箇所を追加する。</p> <p>①道路の曲がり角から5m以内 ②安全地帯の左側及びその前後の側端から前後10m以内 ③乗合自動車の停留所、トロリーバス・路面電車の停留場から10m以内 ④幅員6m未満の道路</p>
直接的な費用の把握	
(遵守費用)	遵守費用として、路外駐車場の出入口に係る大臣認定に伴う申請書類の作成費用が生じる。ただし、当該申請書類の作成費用について、駐車場の設置規模や出入口の周辺状況によって届け出に添付する書類(図面等)が異なってくるため、標準的な費用の算定が困難である。
(行政費用)	申請書の受理に係る業務、関係のある道路管理者及び都道府県公安委員会への協議等の大臣認定に関する事務に行政費用が生じるが、現在の大臣認定に関する事務の執行体制において対応することが十分可能な程度であり、発生する費用は僅少であると見込まれる。 なお、駐車場の設置規模や出入口の周辺状況によって届け出に添付する書類(図面等)が異なってくるため、標準的な費用の算定が困難である。
直接的な効果(便益)の把握	まちづくりや中心市街地の活性化に資するため、道路の円滑かつ安全な交通を確保しつつ、現在は路外駐車場として利用できない土地について、周辺の道路交通の実態に応じた路外駐車場の設置が可能となる。 なお、地域によって土地利用や道路交通の状況が異なるため、効果の定量的な把握は困難である。
副次的な影響と波及的な費用の把握	規制緩和の適用にあたっては大臣認定を要件とすることで、必要な交通整理が行われているか等を確認するとともに、関係のある道路管理者及び都道府県公安委員会への協議を行うことにより、当該規制の緩和による道路の円滑かつ安全な交通を確保することとしている。これにより、規制緩和による道路の円滑かつ安全な交通に対する副次的な影響は発生しない。 また、その他の副次的な影響及び波及的な影響も想定されない。
費用と効果(便益)の関係	本規制の緩和により一定程度の遵守費用が発生する一方、道路の円滑かつ安全な交通を確保しつつ、まちづくりや中心市街地の活性化に資する柔軟な路外駐車場の出入口の設置が可能となる。また、一定程度の行政費用が見込まれるが、本規制の緩和によって増加する事務は、現在の大臣認定に関する事務の執行体制において対応することが十分可能な程度であり、発生する費用は僅少と見込まれる。さらに、道路の円滑かつ安全な交通に対する副次的な影響は想定されない。 以上のことから、便益が費用を上回り、本規制の緩和は妥当である。

代替案との比較	<p>[代替案の内容]</p> <p>①道路の曲がり角から5m以内、②安全地帯の左側及びその前後の側端から前後10m以内、③乗合自動車の停留所、トロリーバス・路面電車の停留場から10m以内、④幅員6m未満の道路については、大臣認定を必要とせずに、一律に設置を可能とする規制緩和が代替案として考えられる。</p> <p>[費用]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遵守費用 なし</li> <li>・行政費用 なし</li> </ul> <p>[効果]</p> <p>柔軟に路外駐車場の出入口を設置することが可能となる。</p> <p>[副次的な影響及び波及的な影響]</p> <p>必要な交通整理が行われること等の大臣の認定による担保がなく、道路の円滑かつ安全な交通の確保に支障が生じることが懸念される。</p> <p>[費用と効果の把握]</p> <p>費用は発生せずに効果のみ発生する一方、道路の円滑かつ安全な交通の確保に支障が生じることが懸念される。</p> <p>[規制案と代替案の比較]</p> <p>代替案では、費用は発生せずに効果のみ発生する一方、規制案では必要な交通整理が行われること等を大臣の認定により担保しているが、代替案では道路の円滑かつ安全な交通の確保に支障が生じることが懸念される。よって、規制案を採用することが妥当である。</p>
その他関連事項	平成26年から導入している地方分権改革に関する「提案募集方式」において平成28年及び平成29年に地方から提案があり、それを踏まえて平成29年に閣議決定された対応方針等に基づく制度改正である。
事後評価の実施時期等	本規制については、施行から5年後に事後評価を実施する。
備考	